

介護保険・高額介護サービス費

問い合わせ 高齢介護課 ☎9155

第1号被保険者（65歳以上）平成27年度～平成29年度の介護保険料

保険料段階	保険料率	介護保険料	
		月額	年額
新第1段階	生活保護受給者および世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	基準額×0.45	2,265円 / 27,180円
新第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円以下	基準額×0.67	3,372円 / 40,468円
新第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入など120万円以下	基準額×0.75	3,775円 / 45,300円
新第4段階	本人が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円以下（世帯に課税者がいる）	基準額×0.90	4,530円 / 54,360円
新第5段階（基準額）	本人が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円超（世帯に課税者がいる）	基準額	5,033円 / 60,400円
新第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額125万円未満	基準額×1.20	6,040円 / 72,480円
新第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額125万円以上190万円未満	基準額×1.30	6,543円 / 78,520円
新第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額190万円以上400万円未満	基準額×1.50	7,550円 / 90,600円
新第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額400万円以上600万円未満	基準額×1.75	8,808円 / 105,700円
新第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額600万円以上	基準額×1.85	9,312円 / 111,740円

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスに関する費用などから算出された基準額を基に、左の表のとおり3年ごとの事業計画で決定しています。介護保険料の額は、一人一人の収入を考慮して所得段階別に決定しています。

介護保険料の納付方法

●第1号被保険者 65歳以上の第1号被保険者は、年金から差し引かれる「特別徴収」と、口座振替または納付書で納める「普通徴収」があります。

特別徴収の対象者 老齢年金・退

職年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給している人

※特別徴収の対象者でも、年度の途中で65歳になった人や転入・転出した人などは当分の間普通徴収になります

●第2号被保険者 40歳から64歳までの第2号被保険者は、加入している医療保険の保険料と併せて納付してください。

※保険料を滞納すると、介護サービスの利用が制限されることがあります

※平成28年度分の介護保険料額は7月中旬ごろ通知します

介護サービス負担割合

一定以上の所得がある人は、サービスを利用したときの負担割合が2割になります。

要支援、要介護の認定を受けている人全員に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護保険負担の軽減

介護保険施設（ショートステイを含む）に入所したときには、介護サービス費とは別に居住費・食費が必要で、一定の条件を満たす人には、この居住費・食費が軽減される制度があります。

※負担軽減の割合は所得に応じて異なります

対象者 市民税非課税世帯の人で、預貯金などが単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下の人

※負担の軽減を受けるためには、申請が必要です

※現在、負担の軽減を受けている人も、毎年更新の手続きが必要です。更新に関する通知を送付していますので、早めに手続きしてください

※平成28年8月からは、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定します

高額介護サービス費支給申請

高額介護サービス費支給は、1カ月に支払った利用者負担の合計が上限額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。所得に応じて上限額が異なります。

●基準収入額適用申請

次の対象者は、上限額が引き下げられます。

※負担上限額引き下げの適用を受けるためには、申請が必要です

対象者 同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得が145万円以上の人がいる場合で、次の条件1または2を満たす人

条件1 ①③をすべて満たす人

①65歳以上の被保険者が1世帯に1人

②要介護（要支援）認定を受けている

③65歳以上の被保険者の収入金額が383万円未満

条件2 ④⑥をすべて満たす人

④65歳以上の被保険者が1世帯に2人以上

⑤④のいずれかの人が要介護（要支援）認定を受けている

⑥65歳以上の被保険者の収入金額の合計が520万円未満

引き下げ額 4万4000円から3万7200円に引き下げ

※対象の人には、7月中旬に申請の案内を送付します

健康保険・福祉医療の更新

問い合わせ 保険課国保年金係 ☎9159
保険課医療係 ☎9160

健康保険の証の更新

健康保険の種類	更新日	証の種類	証の色	更新手続き	手続きの方法	手続きに必要なもの	問い合わせ
廿日市市国民健康保険 (社会保険などに加入していない74歳以下の人)	8月1日	限度額適用認定証（※）	水色（70歳未満）	要	更新日以降に認定証が必要な人は、市役所または支所で申請してください。申請用紙は市ホームページにも掲載していますので、郵送での手続きもできます。	申請していない人で、新規申請を希望する場合は、【医療機関での支払い軽減】を確認してください。	国保年金係 ☎9159
		限度額適用・標準負担額減額認定証	だいたい色（70歳未満） ピンク色（70～74歳）	要	また、6月23日までに交付を受けていて、平成28年度市民税非課税見込みの人には、更新のお知らせを7月上旬までに送付する予定です。		
		特定疾病療養受療証	桜色	不要	7月末までに市役所から送付します（70～74歳の人には更新がありません）。		
		高齢受給者証（70～74歳）	黄緑色	不要	7月末までに市役所から送付します。前年中の所得に応じて、2割（誕生日が昭和19年4月1日までの人は特別措置により1割）または3割の一部負担金を病院で支払います。負担割合の判定基準は同封の案内文を確認してください。		
後期高齢者医療制度	10月1日	被保険者証	クリーム色	不要	9月末までに市役所から送付します。	申請していない人で、新規申請を希望する場合は、【医療機関での支払い軽減】を確認してください。	医療係 ☎9160
	8月1日	被保険者証	だいたい色	不要	7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から普通郵便で届きます。		
		限度額適用・標準負担額減額認定証	緑色	不要	【認定要件】市民税が非課税世帯であること これまで申請したことがあり、平成28年度市民税が非課税世帯の人は、被保険者証と一緒に届きます。課税世帯となった人は通知されません。		
更新なし	特定疾病療養受療証	茶色	不要	有効期間がないため、そのまま使用できます。			

更新日以降は、新しく届いた保険証・受給者証などを使用してください。

古い保険証や受給者証などは、自分で破棄するか、市役所1階保険課または各支所・各市民センターに返却してください。

※70～74歳で市民税課税世帯の人は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになります

福祉医療の証の更新

	更新日	証の色	更新手続き	手続きの方法	手続きに必要なもの	問い合わせ
重度心身障害者医療	8月1日	黄色	原則不要	平成28年1月1日現在、市内に住居のなかった人が、本人を含め同じ世帯にいる場合や申告していない場合、更新手続きが必要となる場合があります。手続きが必要な人には、6月中旬に通知しています。	手続きが必要な人への通知に記載しています。 ①郵送した申請書（必要事項を記入押印） ②身体障害者手帳または療育手帳 ③保険証 ④印鑑（ゴム製不可） ⑤平成28年度課税台帳記載事項証明書（※）など	医療係 ☎9160
ひとり親家庭等医療		緑色	要	現在受給している人には、更新申請に関して6月上旬に通知しています。		

※平成28年1月1日に市内に住居があった場合、平成28年度課税台帳記載事項証明書は不要です

医療機関での支払い軽減

問い合わせ 保険課国保年金係 ☎9159

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けると、診療時の支払いや、入院時の食事療養費（市民税非課税世帯対象）が軽減されます。原則、申請した月の初日から適用します。

入院などで高額の治療費が見込まれる場合は、事前に申請してください。

※同月内に世帯構成などが変わった人は、翌月からの認定となる場合があります

交付の対象

- 国民健康保険
- 国民健康保険税の滞納がない世帯
- 70歳未満の加入者
- 70歳～74歳の市民税非課税世帯の加入者
- 後期高齢者医療制度
- 市民税非課税世帯の加入者

手続きに必要なもの

被保険者証、本人の印鑑（ゴム製不可）

※国民健康保険加入者

長期該当 入院が長期の場合、減額認定証の交付を受けた後、申請する日を含め過去1年間の入院日数が91日以上の人は、申請によりさらに食事代が減額されます。

手続きに必要なもの

領収書など入院日数を確認できるもの、限度額適用・標準負担額減額認定証、印鑑（ゴム製不可）

※保険診療として療養病床に入院している場合も、食事・居住費が軽減されます

申請窓口 市役所1階保険課、各支所福祉担当

※認定証を医療機関に提示しないと適用されません

が、転入などで本市で所得状況の確認ができない場合は、世帯主と世帯内の国民健康保険加入者の住民税課税台帳記載事項証明書の提出が必要で